

# 「産業雇用安定助成金」のご案内

「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／  
「在籍型出向」により人材を活用したい事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、  
**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」が創設されました。**

## 助成金の対象となる「出向」

■対象: 雇用調整を目的とする出向(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)が対象。

■前提: 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

【その他要件】  
・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること  
・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと。

## 対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主)
- ② 当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)

## 助成率・助成額

### ■出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額(出向元・先の計)	12,000円/日	

### ■出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

	出向元	出向先	
助成額	各10万円/一人当たり(定額)		※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。
加算額(※)	各5万円/一人当たり(定額)		

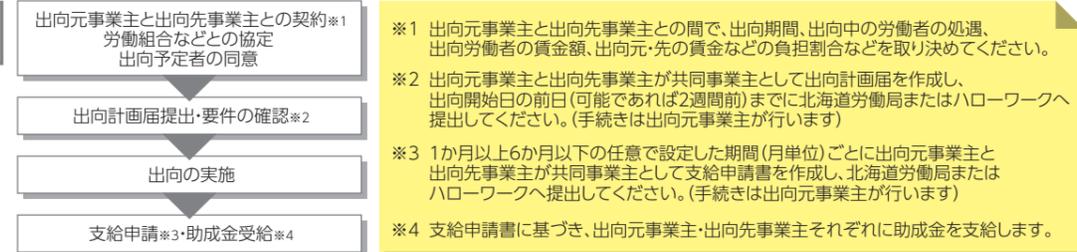
※助成金の相談・申請先は北海道労働局またはハローワークです。(公財)産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。

## 助成対象となる経費

■出向開始日が令和3年1月1日以降の場合、  
**出向開始日以降の出向運営経費および1月1日以降の出向初期経費**が助成対象となります。

■出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、  
**1月1日以降の出向運営経費のみ**助成対象となります。

## 受給までの流れ



## 参考:助成額比較(イメージ)

一度の出向で、雇用調整助成金(出向)による出向元への助成措置にも該当する場合があります。この場合にはいずれか一方の助成金のみが申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- ・ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- ・ 出向期間中の出向運営経費  
出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**  
出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**  
※出向元・先ともに中小企業事業主  
※出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない  
※実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

## ■産業雇用安定助成金

出向運営経費(出向元賃金負担)	3,600円	出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円、教育訓練および 労務管理に関する調整経費など 3,000円)
産業雇用安定助成金	実質負担	産業雇用安定助成金
9/10	1/10	9/10
<b>3,240円</b>	<b>360円</b>	<b>7,560円</b>
		実質負担
		1/10
		<b>840円</b>

## ■(参考)雇用調整助成金の場合

出向運営経費(出向元賃金負担)	3,600円	出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円、教育訓練および 労務管理に関する調整経費など 3,000円)
雇用調整助成金	実質負担	実質負担
2/3	1/3	10/10
<b>2,400円</b>	<b>1,200円</b>	<b>8,400円</b>

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に各10万円(一定の要件を満たす場合は5万円加算)を助成(出向初期経費)

# 札幌商工会議所 × 公益財団法人 産業雇用安定センター

## 雇用を守る

# 出向支援プログラム

## 〈在籍型出向制度〉

雇用シェア(在籍型出向制度)を活用した  
出向支援を無料で行います!(連携協力)

従業員の雇用維持・  
人員確保の急務を要する  
企業様は是非ご活用ください!

送出企業: 従業員の雇用を無料で支援します!  
受入企業: 人員の受入にご協力ください!



厚生労働省は送出企業と  
受入企業の事業主に対して助成する

# 産業雇用安定 助成金を創設!

在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、  
出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する  
「産業雇用安定助成金」が創設されました。

# 雇用シェア 〈在籍型出向制度〉

活用

一時的に休業  
している労働者の  
雇用を守ります



札幌商工会議所と(公財)産業雇用安定センターでは「出向」を活用して  
従業員の雇用を守る企業を無料で支援しています。



## 制度の流れ・申込み

- ①札幌商工会議所・(公財)産業雇用安定センターが受入企業・送出企業を募集致します。
- ②制度利用・ご相談のお申込みは当所ホームページから承ります。
- ③相談内容を札幌商工会議所が受付し、(公財)産業雇用安定センターに支援依頼を行います。
- ④状況に応じて双方の企業を訪問させて頂き、ヒアリングを実施致します。
- ⑤契約サポート(書類関係)を行います。
- ⑥担当者同士の面談・マッチング等を適宜セッティングし、マッチングに向けて支援致します。

## 注意点・留意事項

- 送出企業・受入企業の条件を基にマッチング支援を行いますので、この限りではございません。
- 送出企業・受入企業の情報は厳重に管理し、外部に公表することは一切ございません。
- 必ずマッチングできるという保証はございません。予めご了承ください。

## (公財)産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

## 企業の出向を活用した雇用維持の具体例

<p><b>事例1：旅客自動車運送業⇒貨物自動車運送業</b></p> <p><b>観光バス会社(送出企業)</b></p> <p>訪日外国人旅行者を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。</p> <p>企業規模:29人以下</p>	<p><b>精密部品運送会社(受入企業)</b></p> <p>精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。</p> <p>企業規模:29人以下</p>
<p><b>事例2：旅館・ホテル業⇒食肉加工・販売・飲食業</b></p> <p><b>宿泊業(送出企業)</b></p> <p>インパウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機にレストラン部門の調理人を新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。</p> <p>企業規模:100人～299人以下</p>	<p><b>食品製造業(受入企業)</b></p> <p>食肉加工の直営レストランを運営している。調理人を正社員として採用したいと考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、同じ地域の企業のお役に立つことを意図して出向受入に切り替えることとした。</p> <p>企業規模:30人～49以下</p>
<p><b>事例3：旅客自動車運送業⇒卸・小売業</b></p> <p><b>観光バス会社(送出企業)</b></p> <p>コロナの影響で団体客が大きく減少しており、雇用過剰となっている。社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保して雇用を維持したい。</p> <p>企業規模:1万人以下</p>	<p><b>食品スーパー(受入企業)</b></p> <p>新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、店舗での販売員として出向で受け入れたい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。</p> <p>企業規模:5,000～9,999人以下</p>



**厚生労働省  
ホームページに  
在籍型出向支援策を  
まとめた専用ページが  
開設されました!**

- ・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のいろはが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- ・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内などが順次掲載されております。あわせてご利用ください。

<p>出向支援プログラムについてのお問い合わせ</p> <p><b>札幌商工会議所</b> 人材確保・開発部 人材確保・活用課</p> <p>〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター</p> <p>☎ 011-231-1772 ✉ jinzai@sapporo-cci.or.jp ☎ 011-223-7173</p> <p>当所ホームページ</p>	<p>産業雇用安定助成金のお問い合わせ</p> <p><b>北海道内全ての事業所 雇用助成金さっぽろセンター</b></p> <p>☎ 011-788-2294</p>
--	--